

給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用について

令和3年8月11日からの大雨による災害により家計が急変し、奨学金を希望する者について、日本学生支援機構による給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の申込を受け付けます。

別紙、災害救助法適用地域及び適用日をご覧の上、該当がございましたら本校学生課学生係（TEL0820-74-5557）までお問合せ下さいますようお願いいたします。

・給付奨学金 家計急変採用

家計急変の事由及び証明書類

家計急変の事由	証明書類
①家計急変の事由A～Cのいずれかに該当 A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡 B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難 C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業（注1 参照）の場合に限る。） ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明，行方不明，就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書

・貸与奨学金 緊急採用・応急採用

貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2021年8月以降で申込者が希望する月	2022年3月（注）
応急採用（第二種奨学金）	2021年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

（注）2022年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、2022年1月11日（火）までに「緊急採用（第一種）奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（2023年3月）まで貸与を継続します。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

災害救助法適用地域及び適用日

※ 近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

【広島県】

安芸高田市，山県郡北広島町（第 2 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）

三次市（第 3 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）

広島市（全区）（第 6 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）

【佐賀県】

武雄市，嬉野市，杵島郡大町町（第 4 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）

【福岡県】

久留米市（第 5 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）

八女市，みやま市（第 9 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）

【島根県】

江津市（第 6 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）

邑智郡川本町，邑智郡美郷町（第 6 報，法適用日：令和 3 年 8 月 13 日）

【長野県】

岡谷市，諏訪市，上伊那郡辰野町，木曾郡上松町，木曾郡王滝村，木曾郡木曾町（第 7 報，法適用日：令和 3 年 8 月 15 日）

【長崎県】

雲仙市（第 8 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）

南島原市（第 9 報，法適用日：令和 3 年 8 月 12 日）